

令和 7 年度

給与所得等に係る 特別徴収関係書類つづり

市 民 税
県 民 税
森 林 環 境 税

目 次

- ・納入書 記載例
- ・納入書 15枚
- ・特別徴収の取扱いについて (P. 1 ~ P. 2)
- ・退職所得に係る特別徴収の取扱いについて (P. 3 ~ P. 4)
- ・市民税・県民税の計算方法等 (P. 5 ~ P. 6)
- ・異動届出書等記載上の留意点及び記載例 (P. 7 ~ P. 11)
- ・各種様式
 - 給与所得者異動届出書 3枚
 - 特別徴収切替依頼書 1枚
 - 特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書
 - 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
 - 指定通知書

○退職などにより特別徴収ができなくなった場合

このつづりにある「給与所得者異動届出書」をご提出ください。(記載例等P. 7 ~ P. 10)

○就職などにより特別徴収を開始される場合

このつづりにある「特別徴収切替依頼書」をご提出ください。(記載例等P. 7、P. 11)

お問い合わせ先

富山市 財務部

住所 〒930-8510 富山市新桜町 7 番38号

HP <https://www.city.toyama.lg.jp>

〈課税内容・従業員の異動等について〉

○市民税課

電話 (076)443-2033、2032、2031

e-mail siminzei-01@city.toyama.lg.jp

〈納入について〉

○納税課

電話 (076)443-2027



富山市HP

〈市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書 記載例〉

富山県 富山市		富山県 富山市		富山県 富山市		富山県 富山市	
市区町村コード		市区町村コード		市区町村コード		市区町村コード	
162019		162019		162019		162019	
令和 7 年 6 月分		令和 7 年 6 月分		令和 7 年 6 月分		令和 7 年 6 月分	
912345678		912345678		912345678		912345678	
給与分 (一括徴収分を含む)		給与分 (一括徴収分を含む)		給与分 (一括徴収分を含む)		給与分 (一括徴収分を含む)	
350000		350000		350000		350000	
退職所得分		退職所得分		退職所得分		退職所得分	
400000		400000		400000		400000	
延滞金		延滞金		延滞金		延滞金	
合計額		合計額		合計額		合計額	
750000		750000		750000		750000	
納期限 令和 7 年 7 月 10 日		納期限 令和 7 年 7 月 10 日		納期限 令和 7 年 7 月 10 日		納期限 令和 7 年 7 月 10 日	
特別徴収義務者)		特別徴収義務者)		特別徴収義務者)		特別徴収義務者)	
住所又は所在地 〒930-1234 富山市新桜町7-〇△ ■■■ビル 10階		住所又は所在地 〒930-1234 富山市新桜町7-〇△ ■■■ビル 10階		住所又は所在地 〒930-1234 富山市新桜町7-〇△ ■■■ビル 10階		住所又は所在地 〒930-1234 富山市新桜町7-〇△ ■■■ビル 10階	
氏名又は名称 (株)〇×商事 様		氏名又は名称 (株)〇×商事		氏名又は名称 (株)〇×商事		氏名又は名称 (株)〇×商事	
上記の通り納入します。		上記の通り納入します。		上記の通り納入します。		上記の通り納入します。	
※ 日計		※ 日計		※ 日計		※ 日計	
領収		領収		領収		領収	

予備の納入書を使用されるときは、
年度と対象年度をご記入ください
納入月が6～3月分・・・「07」
4～5月分・・・「08」

予備の納入書を使用されるときは、
該当の年・月をご記入ください

給与分（一括徴収分を含む）は、
こちらにご記入ください
納付税額は、特別徴収税額の決定
（変更）通知書を参照ください

退職手当等に係る税額がある場合は、
こちらにご記入ください
**裏面の納入申告書も
ご記入ください**

納入金額の合計額を
ご記入ください

- 退職等により、特別徴収ができない方がいる場合
給与所得者異動届出書（記載例P. 8～）を提出し、対象者の税額を差し引いた金額でご納付ください。
- 納付額に誤りがあった場合
不足・・・予備の納入書で早急にご納付ください。
過誤納・・・還付方法（口座へ振込による還付または次回納付時に減額して納付）を納税課へご連絡ください。
- 納期の特例の適用を受けている場合
11月分（6～11月分を納付）、5月分（12～翌5月分を納付）の納入書をご使用ください。

「とやま電子納税推進プロジェクト」
地域の官民が一体となって納税の電子化を推進し、みな
さまの生産性向上を図りながら、地域全体の活性化を目
指します。

参加金融機関
電子納税チラシはこちらから ▶



3枚とも同一の内容で記入し、納入書裏面記載の
「税金を納める所」でご納付ください。
書き損じた場合は、予備の納入書に、該当の年・月、
上部に年度・対象年度を記入し、ご納付ください。

延滞金計算方法
納入税額^(※1)×延滞金割合×日数(納期限の翌日か
ら納入の日まで)÷365日＝延滞金^(※2)
※1 納入税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額
が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額
を切り捨てます。
※2 延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が
1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を
切り捨てます。

〈延滞金割合〉
1. 納期限の翌日から1月を経過する日までは、その
日数に応じ年2.4%（令和8年1月1日以後の期
間については、延滞金特例基準割合＋1%〔上限
7.3%〕）
2. 納期限の翌日から1月を経過した日からは、その
日数に応じ年8.7%（令和8年1月1日以後の期
間については、延滞金特例基準割合＋7.3%〔上
限14.6%〕）
なお、納期限後20日以内に督促状が発付され、滞納
処分(財産の差押え等)及び罰則規定(地方税法第324条
第3項)が適用されることがあります。
納付に関するご相談は、納税課へご連絡ください。

令和 7 年 5 月

特別徴収義務者様

富山市長

令和 7 年度給与所得等に係る
市 民 税
県 民 税 特別徴収の指定について（通知）
森林環境税

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度の給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税について、地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項ならびに富山市市税条例第38条第1項の規定によりあなたを特別徴収義務者に指定しますので、事務ご繁忙中まことにお手数とは存じますが、特段のご配慮とご協力をお願い申し上げます。

富山市からのお知らせ

○富山市では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した、インターネットによる市税の電子申告、電子申請・届出、電子納税を行うことができます。「給与支払報告書」や「給与所得者異動届出書」等を提出する際や市税の納付をする際は、エルタックスをご利用ください。

詳細は、エルタックスホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

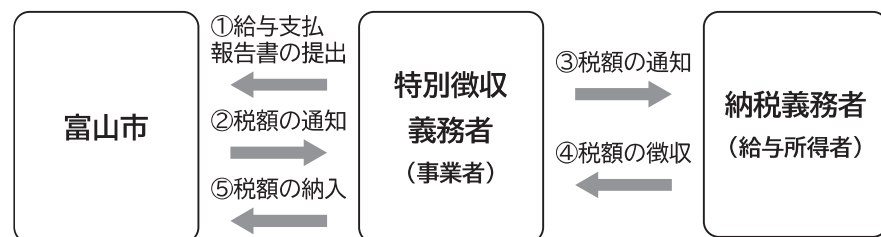
なお、電子納税を利用する場合は、必ず指定番号（税額通知書に記載されている 9 桁の数字）を入力していただくようお願いします。



特別徴収の取扱いについて

1. 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収

特別徴収とは、特別徴収義務者（事業者）が納税義務者（給与所得者）の給与から市民税・県民税・森林環境税を天引きし、納入いただく制度です。



2. 特別徴収義務者

特別徴収義務者とは、給与の支払いをする際に所得税を徴収して納付する義務のある者で、市長が指定した者です。従って市から送達された「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」により、毎月定められた税額を給与から徴収して定められた期日までに納入する義務が生じます。

3. 納税義務者（特別徴収）

納税義務者は令和7年1月1日現在富山市内に住所を有する人で、前年中に給与の支払いを受け、かつ令和7年4月1日現在引き続いて給与の支払いを受けている人です。

特別徴収対象者として給与支払報告書の提出があった方、特別徴収切替依頼書の提出があった方が対象となっています。

賦課期日（令和7年1月1日）後に富山市外に転出した場合でも、翌年5月までは、富山市に納めていただくことになります。

4. 特別徴収税額通知書

特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）には、特別徴収対象者の月々の税額が記載されています。特別徴収義務者（事業者）が保管してください。

特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）には、ご本人の所得や所得控除などの個人情報が記載されています。ご本人の同意を得ることなく閲覧することのないようお願いいたします。

5. 月割額の徴収

「令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に記載されている月割額を、6月から翌年5月まで毎月給与の支払いをされる際に各納税義務者から徴収してください。

ただし、均等割及び森林環境税（5,500円）のみ課税されている納税義務者については、6月に支払う給与から全額徴収してください。

納税義務者の特別徴収税額に変更があった場合は、「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その後の月割額はこの通知書に記載されている金額で徴収してください。

6. 特別徴収税額の納入

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を、「納入書」に記入し、徴収した月の翌月10日（10日が休日の場合は翌営業日）までに、納入書裏面記載の「税金を納める所」で納入してください。

納入が遅れた場合には延滞金がかかる場合があります。詳しくは、表紙裏面の「市民税・県民税・森林環境税特別徴収納入書記載例」をご覧ください。

7. 納税義務者に異動があった場合（退職・就職など）

詳しくは、7～11ページの説明と記載例をご覧ください。

①退職・休職などにより、特別徴収ができなくなった方がいる場合

このつづりの「給与所得者異動届出書」を作成し、異動があった月の翌月10日までに提出してください。

この異動届出書の提出が遅れますと、退職した納税義務者の残額も特別徴収義務者の滞納となり、また、納税義務者への納税通知書（普通徴収への切替分）の交付が遅れ、納税義務者に迷惑をかけることになりますので、遅滞なく届出書を提出してください。

②就職などにより、特別徴収を開始したい方がいる場合

このつづりの「特別徴収切替依頼書」を作成し、提出してください。

8. 外国人の納税義務者が出国・退職される場合

外国人の納税義務者が出国や退職などにより給与の支払いを受けなくなるときには、市民税・県民税・森林環境税の納め忘れがないよう、**残税額の一括徴収**や納税管理人の選任をお願いします。納税管理人とは、外国人の方が出国する前に、日本に居住する方の中から自身に代わって納税に関する一切の手続きを行う方を定めるものです。納税管理人選任の際には、「納税管理人申告書」の提出が必要となりますので、詳細は市民税課までお問い合わせください。

9. 納期特例制度

納期の特例とは、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者で、給与の支払いを受ける方（富山市外の方も含みます）が常時10人未満である場合に、市長の承認を受けることにより、特別徴収税額を年2回に分けて納入することができる制度です。

納入時期は、1回目（6月分から11月分）は12月10日まで、2回目（12月分から翌年5月分）は翌年6月10日までとなります。

（10日が休日の場合は翌営業日）。

なお、納入される際は、必ず11月分と翌年5月分の納入書をご使用ください。

※ 承認を受けるためには、このつづりの「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」の提出が必要となります。なお申請は、原則として申請月以降分から随時受付を行います。

※ 特例の解除を受ける際も届出が必要です。給与の支払いを受ける方が常時10人未満でなくなった、毎月納付に変更したい等の場合は、必ず市民税課へお問い合わせください。

10. 事業所の名称・所在地等が変更になった場合

特別徴収義務者の名称・所在地・送付先等が変更になった場合や事業を廃止される場合には、このつづりの「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」を作成し、提出してください。

11. 不服の申出・取消訴訟

納税義務者は、「特別徴収税額の通知書」に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌月から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

退職所得に係る特別徴収の取扱いについて

退職者に支払われる退職手当等（退職手当、一時恩給その他退職により一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与）に対する市民税・県民税の税額は、所得税の場合と同様に、他の所得と区分して支払者が自ら計算してその支払いの際徴収していただくことになっていますので、次のようにお取り扱いくださるようお願いいたします。

※ このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する市民税・県民税を分離課税に係る所得割といいます。

1. 納税義務者

分離課税に係る所得割の対象となる納税義務者は、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において富山市に住所を有し、退職手当等の支払いを受ける人です。

2. 納入先・納入方法

特別徴収した分離課税に係る所得割額は、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村へ、徴収した月の翌月の10日までに給与分と同じ「納入書」により納入してください。

納入書には退職所得分の欄に納入税額を記入し、裏面の納入申告書にも必要事項を記入してください。（※個人事業主の方は、個人番号を記入した申告書を金融機関に提出せず、別途市民税課へ郵送等により提出してください。）

※ 退職手当等の受給者が法人（人格のない社団又は財団を含む）の取締役、監査役、理事、監事、清算人又はその他の役員（相談役及び顧問を含む）である場合には、退職の日から1月以内に特別徴収票を提出してください。

※ 「退職所得の特別徴収票」は、所得税の「退職所得の源泉徴収票」と同一様式になっており、税務署で配布しています。

3. 特別徴収税額の計算

次のように計算します。

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当等の収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得控除額 (A)} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline 1/2 \text{ (※)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array}$$

(1,000円未満の端数切捨て)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{退職所得の金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率 (B)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{特別徴収税額} \\ \hline \end{array}$$

(100円未満の端数切捨て)

※注 ・勤続年数が5年以下の法人役員等には、2分の1を乗じる措置は適用されません。（法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員です。）
・令和4年1月1日以後に支払いを受けるべき退職手当等については、法人役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者の退職金から退職所得控除額を控除した金額のうち、300万円を超える部分については2分の1を乗じる措置は適用されません。

(A) 退職所得控除額

退職所得控除額は、次のように計算します。

勤続年数(ア)	退職所得控除額
20年以下	ア×40万円 (80万円に満たない場合は80万円)
20 年 超	(ア－20年)×70万円＋800万円

※注 ・勤続年数の端数は切上げになります。
・在職中に障害者該当となったことにより退職した場合には、上記の方法により計算した額に、100万円を加算した金額が控除されることとなります。

(B) 税率

税率は、一般の所得割の標準税率と同じです。

市民税	6 %
県民税	4 %

計算例

〈例1 一般退職の場合〉

退職 令和7年11月30日

勤続年数 24年8か月→25年(端数切上げ)

退職金 14,223,632円

① 退職所得の金額を求める。

$(25年 - 20年) \times 70万円 + 800万円$

$$(14,223,632 - 11,500,000) \times 1/2 = 1,361,816$$

∴退職所得金額は、1,361,000円

(1,000円未満の端数切捨て)

② 市民税・県民税額を求める。

(i) 税率を掛ける

$$\begin{array}{rcl} \text{退職所得金額} & \times & \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税：6\%} \\ \hline \end{array} \\ \hline 1,361,000 & & \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 81,660(A) \\ \hline \end{array}$$
$$\begin{array}{rcl} & & \begin{array}{|c|} \hline \text{県民税：4\%} \\ \hline \end{array} \\ \hline & & \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 54,440(B) \\ \hline \end{array}$$

(ii) (A)(B)の100円未満の端数を切捨てる。

市民税額 81,600円

県民税額 54,400円

〈例2 障害による退職の場合〉

退職 令和7年10月31日

勤続年数 18年7か月→19年(端数切上げ)

退職金 10,870,000円

① 退職所得の金額を求める。

$19年 \times 40万円 + 100万円$

$$(10,870,000 - 8,600,000) \times 1/2 = 1,135,000$$

∴退職所得金額は、1,135,000円

(1,000円未満の端数切捨て)

② 市民税・県民税額を求める。

(i) 税率を掛ける

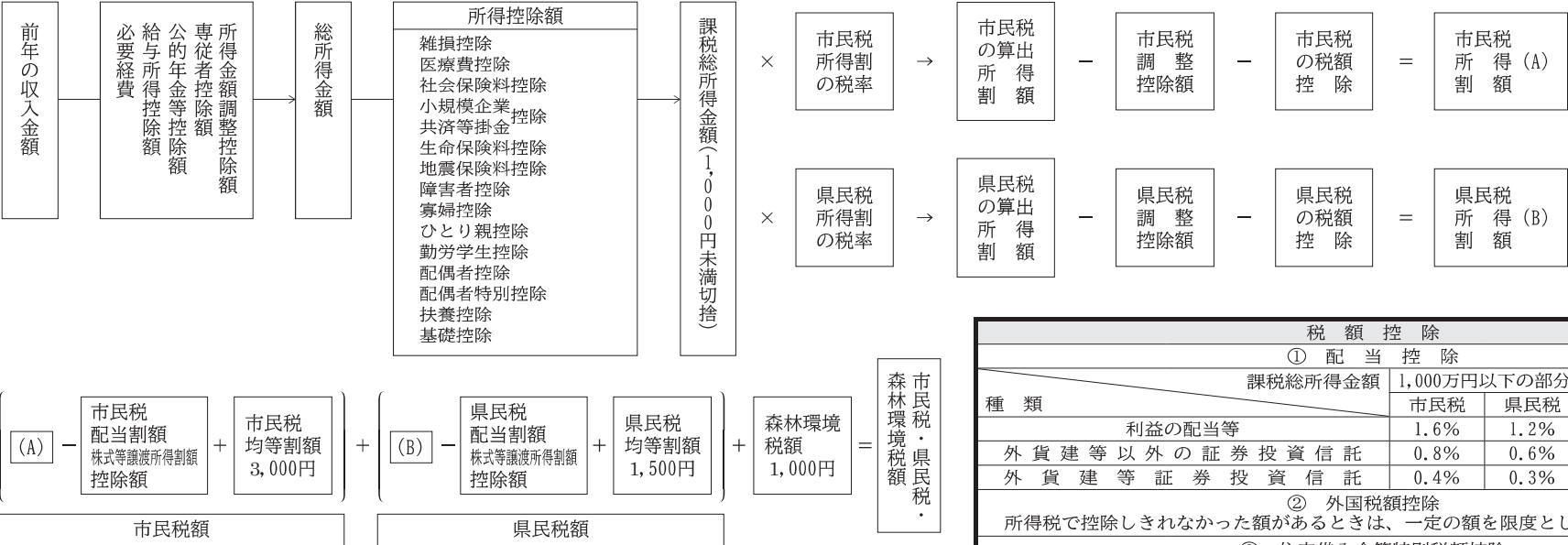
$$\begin{array}{rcl} \text{退職所得金額} & \times & \begin{array}{|c|} \hline \text{市民税：6\%} \\ \hline \end{array} \\ \hline 1,135,000 & & \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 68,100(A) \\ \hline \end{array}$$
$$\begin{array}{rcl} & & \begin{array}{|c|} \hline \text{県民税：4\%} \\ \hline \end{array} \\ \hline & & \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline 45,400(B) \\ \hline \end{array}$$

(ii) (A)(B)の100円未満の端数を切捨てる。

市民税額 68,100円

県民税額 45,400円

◎市民税・県民税・森林環境税の計算方法等（山林・分離課税分を除く）



所得割の税率		
標準税率	市民税	県民税
一律	6%	4%

非課税	
・未成年者(平成19年1月3日以後出生) ・障害者 ・寡婦 ・ひとり親 に該当する人で前年中の合計所得金額が135万円以下の人は非課税	

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除		
区 分	市民税	県民税
配 当 割 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割	3/5	2/5

調 整 控 除							
納税者本人の合計所得金額が、2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額							
・ 合計課税所得金額が200万円以下の者							
次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額							
①人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額							
・ 合計課税所得金額が200万円超の者							
①から②を控除した金額（5万円未満の場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額							
①人的控除の差の合計額							
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額							
控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基 礎 控 除		5 万円	納税者本人の 所 得 金 額	900万円 以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障害者 控 除	普通	1 万円		配偶者 控 除	一般	5 万円	4 万円
	特別	10万円	老人		10万円	6 万円	3 万円
	同居 特別	22万円			特別配 偶 控除者	48万円超 50万円未満	5 万円
寡 婦 控 除		1 万円	50万円以上 55万円未満	3 万円	2 万円	1 万円	
ひとり親 控 除	父	1 万円	扶 養 控 除	一般	5 万円	老人	10万円
	母	5 万円					
勤労学生控除		1 万円	特定	18万円	同居老親等	13万円	

税 額 控 除							
① 配 当 控 除							
種 類	課税総所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分			
		市民税	県民税	市民税	県民税		
	利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
	外 貨 建 等 以 外 の 証 券 投 資 信 託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%		
外 貨 建 等 証 券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%			
② 外国税額控除							
所得税で控除しきれなかった額があるときは、一定の額を限度として控除します。							
③ 住宅借入金等特別税額控除							
前年分の所得税において平成27年から令和5年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額ただし、居住年が平成27年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額							
①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)							
②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)							
市民税		3 / 5		県民税	2 / 5		
④ 寄附金税額控除							
前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4％、市民税は6％に相当する金額(総所得金額等の合計額の30％を上限)							
1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金							
2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金							
3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの							
4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの。							
ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20％に相当する金額を超えるときは、その20％に相当する金額)							
課税総所得金額から人的控除 差調整額を控除した金額		割合		課税総所得金額から人的控除 差調整額を控除した金額		割合	
0円以上195万円以下		84.895%		1,800万円を超え、4,000万円以下		49.16%	
195万円を超え330万円以下		79.79%		4,000万円超		44.055%	
330万円を超え695万円以下		69.58%		0円未満(課税山林所得金額及び課 税退職所得金額を有しない場合)		90%	
695万円を超え900万円以下		66.517%		0円未満(課税山林所得金額又は課 税退職所得金額を有する場合)		地方税法に 定める割合	
900万円を超え1,800万円以下		56.307%					

(注) 税額控除は算出所得割額を限度として控除

所得控除額一覧								
区 分			区 分					
市 民 税 ・ 県 民 税			市 民 税 ・ 県 民 税					
雑 控 除 額	(実質損失額-総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額-5万円)のうちいずれか高い方の金額		ひ と り 親 控 除 額	納税者本人が現に婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない人で、次の(1)、(2)及び(3)のいずれにも該当する人をいいます。 (1)その人と生計を一にする子(他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除き、その年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が48万円以下の子に限る。)を有すること。 (2)合計所得金額が500万円以下であること。 (3)その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 300,000円				
医 療 費 控 除 額	⑦医療費の実質負担額-(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ①特定一般用医薬品等の購入額-1万2千円(限度額8万8千円) ※⑦又は①のいずれかの選択適用です。			寡 控 除 婦 額	納税者本人が次の(1)、(2)のいずれかに該当する人(ひとり親に該当する人を除く)。 (1)夫と離婚した後婚姻していない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人 イ 扶養親族を有すること。 ロ 合計所得金額が500万円以下であること。 ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 (2)夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人 イ 合計所得金額が500万円以下であること。 ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。 260,000円			
社 会 保 険 料 控 除 額	全 額				勤 労 学 生 控 除 額	合計所得金額75万円以下 かつ不労所得10万円以下 260,000円		
小規模企業共済等掛金控除額	全 額		配 偶 者 控 除 額			納税者本人の合計所得金額 900万円以下 900万円超 950万円以下 950万円超 1,000万円以下		
生 命 保 険 料 控 除 額	支 払 金 額			一般 330,000円 220,000円 110,000円				
	新 契 約	12,000円以下の場合		全額	老人(昭和30年1月1日以前に生まれた人) 380,000円 260,000円 130,000円			
		12,000円超32,000円以下のとき		支払金額の1/2+6,000円	納税者本人の合計所得金額 配偶者の合計所得金額 900万円以下 900万円超 950万円以下 1,000万円以下			
		32,000円超56,000円以下のとき		支払金額の1/4+14,000円	48万円超 95万円以下 330,000円 220,000円 110,000円			
		56,000円超のとき		28,000円	95万円超100万円以下 330,000円 220,000円 110,000円			
	旧 契 約	15,000円以下のとき		全額	100万円超105万円以下 310,000円 210,000円 110,000円			
		15,000円超40,000円以下のとき		支払金額の1/2+7,500円	105万円超110万円以下 260,000円 180,000円 90,000円			
		40,000円超70,000円以下のとき		支払金額の1/4+17,500円	110万円超115万円以下 210,000円 140,000円 70,000円			
		70,000円超のとき		35,000円	115万円超120万円以下 160,000円 110,000円 60,000円			
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) ※新契約とは平成24年1月1日以降に、旧契約とは平成23年12月31日以前に締結した保険契約等になります。			120万円超125万円以下 110,000円 80,000円 40,000円				
地 震 保 険 料 控 除 額	地震保険料	支払金額 50,000円以下のとき…………… 支払金額の1/2 50,000円超のとき……………25,000円	扶 養 控 除 額	⑦一般の扶養親族 (昭和30年1月2日から平成14年1月1日までに生まれた人) (平成18年1月2日から平成21年1月1日までに生まれた人) 330,000円				
	旧長期損害保険料	支払金額 5,000円以下のとき……………全額 5,000円超15,000円以下のとき…………… 支払金額の1/2+2,500円 15,000円超のとき……………10,000円		①特定の扶養親族 (平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた人) 450,000円				
	地震保険、旧長期の両方がある場合は、限度額は25,000円			⑨老人扶養親族 (昭和30年1月1日以前に生まれた人) 380,000円				
				⑤同居老親等扶養親族 (直系尊属で同居を常況とする人) 450,000円				
障 害 者 控 除 額	・一般の障害者 260,000円 ・特別障害者(身体1・2級、療育A、精神1級等) 300,000円 ・同居特別障害者 530,000円		基 礎 控 除 額	納税者本人の合計所得金額 2,400万円以下 2,400万円超2,450万円以下 2,450万円超2,500万円以下 2,500万円超 430,000円 290,000円 150,000円 0円				

異動届出書等記載上の留意点

税額通知書は、届出書を受付した月の翌月15日頃の発送を予定しております。

退職・休職等の場合

- (1) **普通徴収**（残税額を本人が納付）の場合…**記載例 1**（P. 8）
- ・必要事項は記載例 1 をご参照のうえ、必ずご記入ください。
特に給与所得者欄(イ)の徴収済月、徴収済額は必須となります。
 - ・税額が 0 円の方についてもご提出ください。
- (2) **一括徴収**（残税額を最後の給与等で徴収）の場合…**記載例 2**（P. 9）
- ・必要事項は記載例 2 をご参照のうえ、必ずご記入ください。
特に「2. 一括徴収の場合」欄の一括徴収予定額、納入月は必須となります。
 - ・**1 月 1 日から 4 月 30 日までの間に退職等**される場合は、本人の申出がない場合でも**残税額を一括徴収**することが義務づけられています。
 - ・国外へ転出される方については、6 月 1 日から 12 月 31 日までの間の退職であっても、一括徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

※死亡による退職の場合は、普通徴収となります。
（一括徴収はできません。）

転勤の場合……**記載例 3**（P. 10）

- ・退職後再就職された場合は「特別徴収切替依頼書」をご提出いただきたいため、下記「就職・復職等の場合」をご覧ください。
- ・必要事項は記載例 3 をご参照のうえ、必ずご記入ください。
- ・「1. 特別徴収継続の場合」欄の右端に、新しい勤務先での徴収開始月と月割額をご記入ください。なお、徴収開始月とは原則として前勤務先での徴収済月の翌月をさしております。
- ・新しい勤務先（特別徴収義務者）の所在地・名称・代表者の職・氏名は必ずご記入ください。

就職・復職等の場合……**記載例 4**（P. 11）

※普通徴収から特別徴収に切り替える場合も含まれます。

- ・「特別徴収切替依頼書」をご提出ください。
- ・必要事項は記載例 4 をご参照のうえ、必ずご記入ください。
特に特別徴収の**開始月**(※1)と**普通徴収税額の納入済（予定）期**(※2)は必須となります。

(※1) 税額通知書は、原則切替依頼書受領日の翌月15日頃に発送いたしますので、給与計算が間に合う月をご記入ください。

(※2) 普通徴収の納期限を過ぎた分は、特別徴収に切り替えることができません。〔普通徴収納期限〕 1 期分… 6 月末、2 期分… 8 月末、3 期分… 10 月末、4 期分… 1 月末

記載例 1

※退職等により10月分まで徴収し、残税額を本人が納付する場合(普通徴収)

税額通知書の氏名の下番号をご記入ください（受給者番号ではありません）

給与支払報告
特別徴収

給与支払報告 特 別 徴 収		に係る給与所得者異動届出書		年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度															
令和 7 年 11 月 7 日	「 給与支払者 特別徴収 義務者 」	所 在 地	富山市新桜町7-38		特別徴収義務者の法人番号等 と指定番号をご記入ください				特別徴収義務者 指 定 番 号	9	1	2	3	4	5	6	7	8			
		フリガナ	コウカイショウジ						宛 名 番 号	0	1	2	3	4	5	6	7	8			
		氏名又は名称	甲海商事 株式会社		（※個人事業主の場合は代表者氏名）				担 連 当 絡 者 先	所 属		総務課									
		個人番号 又は法人番号	0	1	2	3	4	5		6	7	8	9	0	1	2	氏 名	甲海 春子			
宛先 富山市長									電 話	443-2033							内線				

給 与 所 得 者	フリガナ	オツヤマ イチロウ	旧姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)ー(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動 税額	内容について できる担当 氏名・電話 記入ください
	氏 名	乙山 一郎								
	生年月日	大 (昭・平) 56 年 7 月 8 日								
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0								
	受給者番号									
1月1日 現在の住所	富山市新総曲輪1-7			6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	2025 年 11 月 20 日	1 右から 番号を 記入	3 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
変わった場合は ご記入ください	同上	金沢市広坂1-1-1	120,000 円	50,000 円	70,000 円					

姓が変わった場合は
旧姓もご記入ください

上記住所に変更があった
場合ご記入ください

徴収済月と徴収済額
をご記入ください

該当する事由の番号
をご記入ください

※灰色に塗りつぶした項目を
すべてご記入ください

1. 特約徴収施設の場合		※市記入欄 特あり		該当する事由の番号 をご記入ください	
新規	徴収済月と徴収済額 をご記入ください				
上記住所に変更があった 場合ご記入ください					
フリガナ					
氏名又は名称					
所属	氏名	電話番号	担当者連絡先	番号	要否 (記載)
※灰色に塗りつぶした項目を すべてご記入ください			右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		

2.一括徴収の場合		すべてをご記入ください。	
理由	☐	該当する理由の番号 をご記入ください	記の一括徴収した税額は、
		一括徴収の申出があったため 特別徴収の継続の申出がないため	月 日

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄		事由		処理No.	
理由	1 右から番号を記入	1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため	☐ 普 ☐ 一括 ☐ 転	—	キ	 — 	 —

【提出先／問い合わせ先】〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行／TEL (076) 443-2033・2032・2031

※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

記載例 2

※退職等により残税額を一括して徴収し、11月で納入する場合(一括徴収)

税額通知書の氏名の下番号をご記入ください（受給者番号ではありません）

給与支払報告 特別徴収										に係る給与所得者異動届出書										年度		1.現年度 2.新年度 3.両年度									
令和 7 年 11 月 7 日										所在地 富山市新桜町7-38										特別徴収義務者の法人番号等と指定番号をご記入ください		特別徴収義務者指定番号 9 1 2 3 4 5 6 7 8									
宛先 富山市長										フリガナ コウカイショウジ												宛名番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8									
氏名又は名称 甲海商事 株式会社 (※個人事業主の場合は代表者氏名)										個人番号又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2										所属 総務課		担連絡者先 氏名 甲海 春子									
旧姓										(ア) 特別徴収税額(年税額)										(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動税額			
フリガナ オツヤマ イチロウ										氏名 乙山 一郎										6 月から 10 月まで		11 月から 5 月まで		2025 年 11 月 20 日		1 退職・退職・少額不特定長期欠付その他		2 一括徴収			
生年月日 大(昭)平 56 年 7 月 8 日										個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0										120,000 円		50,000 円		70,000 円		11 月 25 日		70,000 円			
受給者番号										1月1日現在の住所 富山市新総曲輪1-7										金沢市広坂1-1-1											
1月1日現在の住所										同										120,000 円		50,000 円		70,000 円		11 月 20 日		1 退職・退職・少額不特定長期欠付その他		2 一括徴収	
1. 特別徴収継続の場合										2. 一括徴収の場合										3. 普通徴収の場合		4. 死亡による退職であるため		5. 死亡による退職であるため		6. 死亡による退職であるため		7. 死亡による退職であるため			
上記住所に変更があった場合ご記入ください										徴収済月と徴収済額をご記入ください										該当する理由の番号をご記入ください		該当する事由の番号をご記入ください		すべてご記入ください		該当する理由の番号をご記入ください		該当する事由の番号をご記入ください			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため										2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,000 円		11 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		1. 必要 2. 不要		1. 必要 2. 不要			
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため										2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										11 月 25 日		70,0									

【提出先／問い合わせ先】 〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行／TEL (076) 443-2033・2032・2031

※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

記載例 3

※転勤等により10月分まで徴収し、新勤務先で特別徴収を継続する場合(特別徴収継続)

税額通知書の氏名の下
の番号をご記入ください
(受給者番号ではありません)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和 7 年 11 月 7 日		給与支払者 「特別徴収義務者」 給与支払者		所在地 富山市新桜町7-38		特別徴収義務者の法人番号等 と指定番号をご記入ください		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
宛先 富山市長		フリガナ オツヤマ イチロウ		フリガナ コウカイショウジ		氏名又は名称 甲海商事 株式会社 (※個人事業主の場合は代表者氏名)		特別徴収義務者 指定番号 9 1 2 3 4 5 6 7 8	
旧姓		氏名 乙山 一郎		個人番号 又は法人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		宛 名 番 号 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
1月1日現在の住所 富山市新総曲輪1-7		受給者番号		徴収済月と徴収済額 をご記入ください		徴収済月と徴収済額 をご記入ください		担当連絡先 所属 総務課 氏名 甲海 春子 電話 443-2033 (内線)	
11月1日現在の住所 富山市新総曲輪1-7		受給者番号		徴収済月と徴収済額 をご記入ください		徴収済月と徴収済額 をご記入ください		該当する事由の番号 をご記入ください	
11月20日		受給者番号		徴収済月と徴収済額 をご記入ください		徴収済月と徴収済額 をご記入ください		異動税額	
11月20日		受給者番号		徴収済月と徴収済額 をご記入ください		徴収済月と徴収済額 をご記入ください		異動税額	

姓が変わった場合は
旧姓もご記入ください

徴収済月と徴収済額
をご記入ください

6 月から 11 月まで
10 月まで 5 月まで

該当する事由の番号
をご記入ください

1. 退職
2. 転勤
3. 死亡
4. 退職
5. 退職
6. 退職
7. 退職

内容について応答
できる担当者の係
氏名・電話番号をご
記入ください

1. 特別徴収継続
2. 一括徴収
3. 普通徴収
(本人納付)

1. 特別徴収継続の場合		※市記入欄 特あり・なし		新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を	
特別徴収義務者 指定番号 9 1 2 3 4 5 6 7 8		法人番号 1 0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9		11 月分(翌月10日納入期限分)から	
所在地 〒939-8075 富山市今泉292		担当連絡先 所属 経理係 氏名 丙川 花美 電話 443-2033 (内線)		徴収し、納入するよう連絡済み	
フリガナ ヘイカワショウジ		新受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
氏名又は名称 丙川商事 株式会社 (※個人事業主の場合は代表者氏名)		新受給者番号		1 必要 2. 不要	

富山市の指定番号が
あればご記入ください

新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を

11 月分(翌月10日納入期限分)から

新しい勤務先での
徴収開始月と月割額
をご記入ください

上記住所に変更があった
場合ご記入ください

※必ず「1. 特別徴収継続の場合」を記入した状態で
富山市にご提出ください
※灰色に塗りつぶした項目をすべてご記入ください
※普通徴収から特別徴収へ切替える場合は、「特別徴
収切替依頼書」をご提出ください(記載例4参照)

左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納入期限分)で
納入します。

納入書の要否について
ご記入ください

2. 一括徴収の場合		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため	
理由		2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	
3. 普通徴収の場合		1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
理由		2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

【提出先/問い合わせ先】〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行/TEL (076) 443-2033・2032・2031

※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

※就職等により、1期分を本人が納付した後、8月分から特別徴収を開始する場合

特別徴収切替依頼書

特別徴収義務者の法人番号と
指定番号をご記入ください
(個人番号は記入不要です)

令和 7 年 6 月 20 日 (宛先) 富山市長	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 930-8510 富山市新桜町7番38号	法人番号 (13桁)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	
		フリガナ	コウカイショウジ (カ)	指定番号 (9桁)	9	1	2	3	4	5	6	7	8	新規あり				
		名称	甲海商事 株式会社	※新規の場合→	【納入書】 要 ・ 不要													
		代表者の 職氏名	代表取締役 甲海 太郎	連絡先	所属	総務課	氏名	甲海 春子	内線	45								
			電話番号	443-2033														

新規の事業所は「新規」
欄と納入書の要否を○
で囲んでください内容について応答できる
担当者の係・氏名・電話番
号をご記入ください

給 与 所 得	フリガナ	オツヤマ イチロウ															
	氏 名	乙山 一郎															
	生年月日	大・昭・平 56 年 7 月 8 日															
	通知書番号 (9桁)	0	1	2	3	4	5	6	7	8							
	住所 (1月1日現在)	富山市	新総曲輪1番7号														
現住所	☐ 同上	上記と異なる場合はご記入ください 〔金沢市広坂1丁目1-1〕															
申請理由 (該当する数字に○ 印をつけて下さい。)	1. 入社のため (令和 7 年 6 月 13 日) 2. 復職のため 3. その他 ()																

○税額通知書は、受付をした月の翌月15日頃の発送を予定しております。
特別徴収の開始月は、給与計算の締切日等を考慮の上、余裕を持ってご記入ください。
【開始月の目安】給与計算の締切日が 10日…提出月の2ヶ月後 25日…提出月の1ヶ月後

必ずご記入ください。

特別徴収で

8

月分から徴収し、納入します。
(納期限は 翌月10日)なお、普通徴収税額の
(本人納付分)
 ※該当する数字に○印をつけて下さい。
 0 ・ ① ・ 2 ・ 3
 (全額未納)
 期分まで 納入 (本人納付) します。
二重徴収を防ぐため、
何期分まで納付されたかを
ご本人様へご確認くださいご本人様の納入書（普通徴
収分）に記載の通知書番号
をご記入ください
(わからない場合は空欄で
構いません)上記住所に変更があった
場合はご記入ください○普通徴収の納期限を過ぎている分は、特別徴収へ切替えることができません。
未納分の税額はご本人が納めていただくようご説明ください。
〔普通徴収納期限〕1期分…6月末 2期分…8月末 3期分…10月末 4期分…1月末○特別徴収に切替えの際は、ご本人から普通徴収の納付書を回収していただく等、
特別徴収に切替えた税額を重複して納付されることのないようご注意ください。

※市処理欄 (記入しないでください。)

税額連絡 要 (/ 済) ・ 不要

特

キ

口座

有・無
\$済

〒930-8510 富山市新桜町7番38号 富山市財務部市民税課 特別徴収担当行/TEL (076) 443-2033、2032、2031

※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

特 あり ・ なし

○税額通知書は、受付をした月の翌月15日頃の発送を予定しております。
特別徴収の開始月は、給与計算の締切日等を考慮の上、余裕を持ってご記入ください。
【開始月の目安】給与計算の締切日が 10日…提出月の2ヶ月後 25日…提出月の1ヶ月後

○普通徴収の納期限を過ぎている分は、特別徴収へ切替えることができません。
未納分の税額はご本人が納めていただくようご説明ください。
〔普通徴収納期限〕1期分…6月末 2期分…8月末 3期分…10月末 4期分…1月末

○特別徴収に切替えの際は、ご本人から普通徴収の納付書を回収していただく等、特別徴収に切替えた税額を重複して納付されることのないようご注意ください。

口座
有・無
S済

特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書

(変更があった場合はすみやかに提出してください。)

				法人番号									
令和 年 月 日 (宛先) 富 山 市 長		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (登記所在地)	指定番号 (9桁)									
				9									
				担当者連絡先	所 属								
					氏 名								
			名 称			電話番号		()		-			

●該当する項目に ✓ してください。

変 更 事 由	(1) 名称・所在地等の変更		(2) 特別徴収義務者の異動		(3) その他	
	☐ 名称変更		☐ 合併		☐ ()	
	☐ 所在地変更		☐ 法人成り			
	☐ 送付先の変更		☐ 事務所等の解散・廃止			
	☐ 電話番号の変更		☐ 特別徴収事務の一本化			
					⇒ (2)の事由で従業員の異動がある場合は、給与 所得者異動届出書を併せてご提出ください。	

※誤読をさけるため、必ずフリガナを記入してください。

		変更年月日		令和 年 月 日	
	変 更 前	変 更 後			
フリガナ					
所 在 地 (登記所在地)	〒	〒			
フリガナ					
名 称					
電 話 番 号	() - (内線)	() - (内線)			
フリガナ					
書 類 送 付 先 (書類の送付先について、所在地と異なる場合はご記入ください。)	〒	〒			

※富山市内に事務所等がある法人で異動等の登記をされた場合は、登記簿謄本のコピーの添付をお願いします。
※この届出書はA4サイズに複写して使用していただくか、富山市ホームページからダウンロードすることもできます。

市処理欄

変更入力		済
総メモ		済

